

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月4日

【事業年度】 第97期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 北川鉄工所

【英訳名】 KITAGAWA IRON WORKS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北川 祐治

【本店の所在の場所】 広島県府中市元町77番地の1

【電話番号】 0847(45)4560(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理担当 高橋 正義

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地の1

【電話番号】 048(666)5650(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 小川 民益

【縦覧に供する場所】 株式会社北川鉄工所 東京事業所
(東京都台東区元浅草二丁目6番6号)

株式会社北川鉄工所 名古屋支店
(名古屋市中川区高畑一丁目238番地)

株式会社北川鉄工所 大阪支店
(大阪市住之江区北加賀屋三丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第97期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①会社の機関の基本説明

当社は取締役会、監査役会制度をとっており、引続きこの体制でコーポレート・ガバナンスの充実を図っていきます。

取締役の任期は2年、定数は20名以内とする旨定款に定めており、現在12名が就任しております。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、そのうち1名は常勤監査役であります。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の体制は次のとおりであります。

(1)①の組織図～(2) (省略)

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①会社の機関の基本説明

当社は取締役会、監査役会制度をとっており、引続きこの体制でコーポレート・ガバナンスの充実を図っていきます。

取締役の任期は2年、定数は20名以内とする旨定款に定めており、現在12名が就任しております。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、そのうち1名は常勤監査役であります。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の体制は次のとおりであります。

(1)①の組織図～(2) (省略)

(3)株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

①自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

(4)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。